

令和6年度実施分監査結果と措置状況等の一覧（令和6年4月～9月分）

評価 ○：対応済み、△：対応中、×：未実施（△及び×は、対応不可を除き、翌年以降に追加継続してPDCAを回せるようにする）

4月例月分 ① 区分：指摘

監査実施日	監査結果（指摘、意見等）	措置状況等（どのような改善をどの部署がいつから行うのか、対応不可の場合はその理由）	今後の対応、スケジュール等（検討・調整、予算化、実施時期等）	理 由
監査対象				
件名				
所管課				
令和6年4月25日	土地所有者と町の2者では土地賃貸借契約を既に締結しているが、公共交通維持を目的としたバスの事業用地（バス折返場）としてバス事業者である西東京バスが当該土地を使用していることから、町と西東京バスにおいても土地使用にかかる文書による締結が必要である。 土地使用時、問題が起きた際の責任の所在などをどう考えるのか。	現状、町と西東京バスにおいて書面による取り交わしは行っていないため、問題が起きた際は、年数回（不定期）で行われている打ち合わせの場で協議を行っている。	書面の取り交わしについては、西東京バスと協議を行っていく。	× 「相手方と打ち合わせの場で協議を行っている」とあるが、本来はバス事業者が土地を使用させる時点で契約書を作成すべきであり、書類作成の不備を指摘しなければならない。また責任の所在を明確にするためにも早急に契約書を作成すべきである。
令和6年3月分				
バス折返場用地の賃借料について西東京バスとの契約内容を明示				
企画財政課				

4月例月分 ②区分：指摘 令和6年度奥多摩町監査計画に基づく町有及び町管理施設等視察時における指摘事項

監査実施日	監査結果（指摘、意見等）	措置状況等 (どのような改善をどの部署がいつから行うのか、対応不可の場合はその理由)	今後の対応、スケジュール等 (検討・調整、予算化、実施時期等)	理 由
監査対象				
件名				
所管課				
令和6年4月25日	旧レイクサイド奥多摩については、例月監査において指摘もしているところですが、物件を視察したところ、令和6年1月の例月出納検査の説明では、館内清掃を月8回していると報告されているが、ガラスの破損やドアの破損、外壁の損傷が多く、不審者が入る危険性もある。また、内部についても地下一階は、天井の崩落やカビの発生など非常に程度が悪く、適正に管理されているとは思えない。活用する計画であれば全体的な管理が必要であり、外観もかなり汚れがあり、トヨなどのつまりもあるので、活用するのであれば、きちんとした計画を策定する必要があるが、過去にも指摘をするたびに、検討すると回答されているが、実際には委員会の設置や外部機関に調査を依頼した記録もなく、毎年検討するという事で終わっている。このような状況が続ければ、活用を図ることは益々難しいと思われるので早急に対応するべきである。 (将来的なランニングコストを考えると解体を見	旧レイクサイド奥多摩の維持管理については、度々ご質問やご指摘をいただいておりますが、現状では建物の活用方針が定まっておらず、具体的な検討もできていない状況です。 現状、倉庫として各所管課の備品・書類等を保管している関係で、特定非営利活動法人タンポポの会と建物管理補助業務委託契約を締結しています。 しかし、建物の活用の方向性が決まっていないことから、今後、各所管課に対し保管備品の移動や処分を指示し、令和7年度以降については、ご指摘いただいたように建物管理補助業務委託を実施しない方向で調整を進めていきます。 なお、ガラスの破損については、建物の外にある倉庫部分であり、建物の内部へは直接つながっていないため、修繕の必要はないものと考えております。 また、宿泊室で保管している空調機については、	措置状況等で回答したとおり、現状では建物の活用方針は決まっておらず、具体的な検討もできていない状況です。監査委員からは、管理をしないという選択肢もあるとのことだったので、その方向で調整したいと考えておりますが、委託先である特定非営利活動法人タ	× 「管理しないという方向で調整したいと考えている」とあるが、それは十分な検討を行った結果なのかどうか、それから具体的にどのような
令和6年3月分				
旧レイクサイド奥多摩について				
企画財政課				

	据えて管理をしないという選択肢もある。) なお、倉庫（文化財等）として現状使用していると報告されているが、様々なものがおいてあり、特に新品と思われる空調機器が外から見えるところにあり、防犯上からも対策が講じているようには見えないので早急な対策が必要である。 このようなことから、例月出納検査でも指摘しているとおり、この施設の今後の方針若しくはそれに準ずるものを次回の例月出納検査までに示すこと。例月出納検査の説明では、倉庫（文化財等）として活用しているとなっているが、なぜ、新品と思われる空調機が数台も置いてあるのか、その説明をされたい。また、置いてある場所は外から丸見えであり、その付近のガラスは破損している状況であり、防犯上の対応はどのように考えているのか説明されたい。	令和4年度・令和5年度に施工した「奥多摩病院空調設備改修工事」の際に使用した仮設用のものです。ご指摘いただいたように空調機が外から見える状態となっているため、布で覆い見えないようにする等防犯対策を実施します。	ンボポの会の雇用場という側面もあることから相手先とも調整のうえ対応してまいります。 なお、空調機につきましては、板で囲い、外から見えないように対策を行っています。	活用を考えているのか、そのあたりの説明が不足している。
5月例月分 区分：指摘				
令和6年5月23日	業務報告日誌を確認させていただいた。先日、旧レイクサイド奥多摩を町有建物として視察した際、建物入り口付近のガラスが破損していた。月8回の頻度で当該建物の管理補助業務を委託しているが、窓の破損など含め、通常と異なった異常を発見した際は、近隣に民家もあり住民がいることから町へ報告するべきである。	建物入り口付近のガラスについては、前回の4月25日の例月監査にてご回答させていただきました通り、ガラスの破損については、建物の外にある倉庫部分であり、建物の内部へは直接つながっていないため、修繕の必要はないものと考えております。 管理補助業務の委託につきまして、緊急のもの（破		○
令和6年4月分				
旧レイクサイド奥多摩建物管理補助業務委託の業務委託内容を明示				
企画財政課				

	また、業務委託の主な内容が、建物の空気の入替えということであれば、不定期でなく定期的に行うべきである。以上2点を今後改善すること。	損による危険な状態やハチの巣の発生等）については直接連絡を受け、報告書にも記載いただいております。その他の異常箇所につきましても、報告書にて連絡いただくようになっております。ご指摘いただきました窓の破損につきましては、以前からのもので町でも把握済みのため改めて報告はございませんでした。また、月8回の委託についても特定非営利活動法人タンポポの会にて調整いただき週2回を心がけて管理をしていただいております。 以上のことから、担当課では特定非営利活動法人タンポポの会の業務についてはご指摘いただいたような問題はなく、改善点も特にないと判断しました。		
--	--	---	--	--

4月例月分 ③ 区分：指摘 令和6年度奥多摩町監査計画に基づく町有及び町管理施設等視察時における指摘事項

監査実施日	監査結果（指摘、意見等）	措置状況等 （どのような改善をどの部署がいつから行うのか、対応不可の場合はその理由）	今後の対応、スケジュール等 （検討・調整、予算化、実施時期等）	理 由
監査対象				
件名				
所管課				
令和6年4月25日	青目立不動尊休み処は、奥多摩町営観光施設として条例に規定されている。この施設は、素晴らしいロケーションがある場所に位置し、本来は指定管理	監査委員ご指摘のとおり、青目立不動尊休み処は、町観光施設として条例に規定しており、また、眼下に奥多摩湖を眺望できる素晴らしいロケーションか	左記措置状況以降、福祉・介護関連での活用は、近隣住民の方のご理解をいただけたものの、上からのアプローチを含め進入路の段差等	 青目立不動尊
令和6年3月分				
青目立不動尊休み処及び青目立不動明王				

像等について	施設として活用されなければならない。青目立不動明王像も町指定有形文化財に指定されていることから、本来は公開することが望ましい。現状を見ると、下から入る道はあるが、近隣住民との問題があり、難しいとのことである。 しかしながら、町有財産を適切に管理し運用する義務があるので、視点を変え、むかし道や上部の町有地を活用し、上からアプローチすることにより活用が図れないか検討すべきである。 なお、本来は近隣住民の協力をいただき再開することが好ましいので、その努力も引き続き行うことが必要である。 このようなことから、3月21日に実施した例月出納検査の説明では、青目立不動尊休み処については、担当課では具体的な活用については見いだせないとの回答であるが、青目立不動尊休み処は、奥多摩町営観光施設として条例に規定されていることから、何らかの活用を図らなければならないと考えられるので、今後の方針若しくはそ				ら、観光施設として再活用を図るべきと、所管課としては考えております。 しかしながら、3月の例月出納検査で説明したとおり、観光施設として具体的な活用は見い出せておりませんが、現時点、町の事業、例えば、福祉・介護関連で活用し、小河内地域の方を中心とした地域住民の方に利用いただくことで、ご理解・ご協力を得ることができないか、折衝してまいりたいと考えております。 その際は、監査委員ご提言のむかし道や上部の町有地を活用した導線を確保することで、まずは青目立不動尊休み処を活用し、その後、青目立不動明王像も、当初は期間限定で、また町民限定で段階的に公開できないか、検討してまいります。 また、観光施設としての再活用も、例えば、観光ツアーの一環として昼食場所とする等、段階を踏んで、近隣住民との信頼関係を構築していき、最終的に指定管理制度において、公設民営の観光施設として管理運営を図れないか、慎重に検討を進めてまいります。		もあり、現時点、具体的な事業化には至らず、まずは青目立不動尊休み処の活用を考えるなかで、その後の青目立不動明王像の公開に向けた検討には至っておりません。 その一方、観光施設として再活用に向けて、民間事業者に施設内を紹介するなどの対応も継続しているところであります。 青目立不動明王像を所管する教育課としては、敷地内立入禁止のため、公開等未実施ですが、今後も青目立不動尊休み処を所管する観光産業課とも連携を図り、進めていきたいと考えます。		休み処については、以前から活用を検討されている事は十分に理解しているが、奥多摩町の財産として素晴らしい観光施設ともなり得ると思われるので、引き続き別の角度から検討をすべきである。
--------	---	--	--	--	---	--	---	--	--

	れに準ずるものを次回の例月出納検査 までに示すこと。			
--	-------------------------------	--	--	--

4月例月分 ④ 区分：意見

監査実施日	監査結果（指摘、意見等）	措置状況等（どのような 改善をどの部署がいつか ら行うのか、対応不可の 場合はその理由）	今後の対応、スケジ ュール等（検討・調 整、予算化、実施時 期等）	理 由
監査対象				
件名				
所管課				
令和6年4月25日	旧一心亭の建物が所在する近くには、 観光名所となる「鳩ノ巣溪谷、双竜の 滝、鳩の巣小橋、水神社」などがあり、 観光に訪れる方も多い。この土地には、 当該建物を含め町有建物が存在してい る。過去には、このエリア一帯を活用す る計画もあったが、現在は何も計画さ れていない。使用されてない建物の撤 去など含め、この場所一帯の有効的な 活用方法について今後検討願いたい。	未実施		× 旧一心亭の活用計画については、この10 年間一歩も進んでいない。確かに財源の 問題もあり、解体も含めた活用方法を決 めかねていることは理解できるが、この 負の財産をこのまま後世に残すべきで はない。 専門家や住民の方の知恵を借りてでも 「検討委員会」を立ち上げ、活用計画の 検討に入るべきである。
令和6年3月分				
旧一心亭窓ガラス等 修繕の内容を明示				
企画財政課				

4月例月分 ⑤ 区分：意見

監査実施日	監査結果（指摘、意見等）	措置状況等	今後の対応、スケジュール等	理 由
-------	--------------	-------	---------------	-----

監査対象		(どのような改善をどの部署がいつから行うのか、対応不可の場合はその理由)	(検討・調整、予算化、実施時期等)	
件名				
所管課				
令和 6 年 4 月 25 日	①・②・③、経営強化プランは5年毎に策定されている。今後も、経費の見直しを行うなど、適正な運営ができるよう引き続き経営改善に努められたい。	経費の見直しを行ったりしていますが、昨今の物価上昇や人件費の増加により、独立採算は難しい状況です。今後も国都の補助金、委託金等を最大限活用し、費用削減により一層努めていきます。		○
令和 6 年 3 月分				
①病院会計補助金の補助内容を明示				
②病院会計出資金の内容を明示				
③奥多摩病院経営強化プラン策定支援業務委託の内容を明示				
奥多摩病院				

4月例月分 ⑥ 区分：確認

監査実施日	監査結果 (指摘、意見等)	措置状況等 (どのような改善をどの部署がいつから行うのか、対応不可の場合はその理由)	今後の対応、スケジュール等 (検討・調整、予算化、実施時期等)	理 由
監査対象				
件名				
所管課				
令和 6 年 4 月 25 日	令和 4 年度まで定住サポーターとして町職員が毎年度実施していた空き家の実態調査を令和 5 年度から業務委託としている。契約額 (5,742,000 円) の費用対	空き家の実態調査は、平成 2 7 年度に「奥多摩町定住サポーター制度実施要綱」を制定し実施している。奥多摩町は全国的に見ても比較的早い段階で空き家調査を実施し、空き家の活用及び実態把握に取り組んでいる。定住サポーターは、他課の職員の協力により通常の業務時間	今後も毎年度、業務委託していく予定です。	○
令和 6 年 3 月分				
奥多摩町空き家等実態調査業務委託の内容を明示				

若者定住推進課	効果について次回報告願いたい。	内に実施していることから、人件費、車両費等の予算はこれまで計上されていない。 契約額（5,742,000 円）については、1 / 2 が東京都空き家利活用等区市町村支援事業補助金を活用し、実質町の負担額は、2,871,000 円となっている。 費用対効果については、これまで予算計上されていなかった見えない職員の人件費等と比較することは困難であるが、 ①専門知識及び経験者による「特定空家等」候補の判断 ②専門知識及び経験者による統一的基準による調査の実施 ③専門知識及び経験者から空家の状態に関する担当職員へのアドバイス ④定住サポーター（職員）の炎天下での調査回避（調査期間が夏場になる） ⑤定住サポーター（職員）の安全確保 ⑥その他職員個々の負担軽減 上記のことから総合的に判断すると、国の空き家対策（法令等）への対応や継続的に空き家の実態を把握するためには、委託業務を実施することが最適と考えている。 課題として、令和5年度に受託した業者は、想定した以上に調査業務を実施してもらえたが、入札により業者が決まるため、年度ごとに業者が変わってしまうことが懸念材料である。また、委託額、業務内容等の検証を引き続き行う予定。		
---------	-----------------	--	--	--

5月例月分 ① 区分：指摘

監査実施日	監査結果（指摘、意見等）	措置状況等 （どのような改善をどの部署がいつから 行うのか、対応不可の場合はその理由）	今後の対応、スケジュール等（検討・調整、予算化、実施時期等）	理 由
監査対象				
件名				
所管課				
令和 6 年 5 月 23 日	放課後居場所づくり事業実施業務委託の内容について、事業内容の説明補足資料として見積書が提出されているが、積算詳細欄に記載されている金額が内訳（単価×数）と相違している箇所が見受けられた。見積書は、総額だけではなく、根拠となる積算内容も併せて確認すべきである。記載されている見積金額が、内訳と相違していることはあり得ないため、必ず確認し、今後このようなことがないように改善すること。	見積書の積算内容についての確認が不足していました。積算内訳が適切でなかったことを見積書提出業者へ連絡し今後の改善を求めました。ご指摘があったとおり今後このようなことがないように、見積書を徴取した際は、課のなかで複数（担当者及び係長、係長及び課長など）がダブルチェックするなど改善します。	見積書の徴取が必要な事務については、複数の職員で見積書を確認し、積算根拠の誤りがないかダブルチェックを行います。誤りがあった場合や、確認が必要な場合は、見積業者から確認を取ります。	○
令和 6 年 4 月分				
放課後居場所づくり事業実施業務委託の内容を明示				
福祉保健課				

6 月例月分 ① 区分：指摘

監査実施日	監査結果（指摘、意見等）	措置状況等 （どのような改善をどの部署がいつから行うのか、対応不可の場合はその理由）	今後の対応、スケジュール等（検討・調整、予算化、実施時期等）	理 由
監査対象				
件名				
所管課				
令和 6 年 6 月 20 日	貸地料を現年度収入分から過年度収入分への振替処理によるマイナス表記となっており、歳入科目誤りによる振替処理であるが、担当課内で相互に確認する等、ミ	本件は、株式会社 Nox Intervillage に賃貸借していた貸地料について、令和 4 年度使用料の未納分（月額 63,067 円×2 か月分）が令和 5 年度の現年分の予算科目に納入されたため、振替処理を行ったものになります。今回の事項につきましては、過年度の納付については予算科	今後の改善策としては、担当課にて納付書を発送する際に送り状や電話にて、過去の納付書を破棄してい	○
令和 6 年 5 月分				
令和 5 年度収支現計表中の 16 財産収入について				

企画財政課 会計室	スの再発防止に努め、改善策を次回報告すること。	目「款 20 諸収入-項 05 雑入-目 03 過年度収入-節 01 過年度収入」に収入させるため、財務会計システムにて出力した納付書により納付をいただくよう、担当課より連絡をさせていただきました。しかし、納入者が今回送った納付書を使用せず、昨年度お送りした令和4年度の納付書を使用して納付をしたため、現年度（令和5年度）の「款 16 財産収入-項 01 財産運用収入-目 01 財産貸付収入-節 01 貸地料」に収入されたものです。 現年度の納付書については基幹システム（Wizlife）にて出力をしており、その納付書を使用すると年度の判別をせずに自動で財務会計システムの現年度予算の貸地料に収入されてしまいます。 この事案につきましては、納入者の使用する納付書が違った場合に収入前にチェックする機能がないため今後も発生が懸念されます。	ただよう周知をおこなっていきます。 また、内部においてのシステムの改修等については今後検討していきます。	
7月例月分 区分：指摘				
令和6年7月25日	令和6年6月実施（5月収支）分で監査委員指摘事項とした令和5年度収支現計表中の16財産収入について、科目誤りによる歳入処理についてのミス再発防止改善策の報告があったが、今後も引き続きチェック体制を整備し、改	過年度の納付書の取り扱いについて、出納整理期間の4月、5月は過年度分と現年度分の歳入年度が異なるため、日計処理前にあらかじめ振り分けるなど再発防止策を徹底する。	左記のとおり対応する。	○
令和6年6月分				
令和5年度収支現計表中の16財産収入について				
会計室				

	善策を徹底されたい。			
--	------------	--	--	--

6月例月分 ② 区分：意見

監査実施日	監査結果（指摘、意見等）	措置状況等 （どのような改善をどの部署がいつから行うのか、対応不可の場合はその理由）	今後の対応、スケジュール等 （検討・調整、予算化、実施時期等）	理 由
監査対象				
件名				
所管課				
令和6年6月20日	町営若者住宅使用料のマイナス理由については、町営及び公営の住宅使用料は同一の歳入科目に収入されること、使用料を個々の歳入科目の収入とするためには、システム改修が必要となり、改修費がかかることなどの理由から、システム改修は行わずに、担当課で毎年度末において振替処理により対応をしているため、マイナス表記となることの回答を受けた。毎年度末1回限りの処理であること、また、振替金額も大きな額となっていることから、摘要欄などにマイナス表記となる理由を記載するなど、わかりやすい内容とするよう努められたい。	町営・公営住宅の使用料は、WIZLIFE（システム）で納入通知書を発行しており、歳入科目の「町営・公営住宅使用料」へすべてが反映されてしまいます。そのため、町営若者住宅等使用料分の額を、町営・公営住宅の使用料から、マイナスして振替手続きを行うことがシステム上の処理として必要です。これを改善するには、WIZLIFEのシステム改修を行う必要があり、改修費用がかかってしまうので、このような処理を行っています。	住宅使用料については、入退去について月ごとに調定額を増減しているため、令和6年9月分より、収入済額も月ごとに収入済額を確定し、翌月、月初に収入振替を行うことに改めた。	○
令和6年5月分				
町営若者住宅使用料のマイナスの理由を明示				
若者定住推進課				

6月例月分 ③ 区分：意見（6月）・指摘（7月）

監査実施日	監査結果（指摘、意見等）	措置状況等	今後の対応、スケ	理 由
-------	--------------	-------	----------	-----

監査対象		(どのような改善をどの部署がいつから行うのか、対応不可の場合はその理由)	ジュール等（検討・調整、予算化、実施時期等）	
件名				
所管課				
令和 6 年 6 月 20 日	令和 6 年度支出①多機能型地域活性化拠点給排水設備改修工事については、当該拠点（旧甲州屋）を多摩大学との協議によりカフェ事業として活用するため、保健所の手続きに必要な給排水設備を整備したものである。カフェ事業の内容は未定であるとのことだが、収益が出るようであれば、その収益はどこに帰属し、運営形態はどのようなになるのか次回報告願いたい。	本事業は、多摩大学との包括連携協定に基づく大学連携事業により、町所有の建物（空家）を活用し、多摩大学が運営する住民参加型のコミュニティカフェとして、地元住民や観光客等の情報交換の場や相談サービス等を展開し、様々な方が気軽に交流できるコミュニティスペースを提供する中で、多摩大学松本ゼミのオリジナルコーヒーを販売するものです。運営形態については、住民参加のもと大学側が主体で運営していくもので、収益については、運営サイド（多摩大学側）に帰属します。		△ 多摩大学との包括連携協定の中の一つの事業として行われているものであるが、町所有の建物を貸している時点で包括協定の中だけでなく個別事案として建物使用貸借契約書を作成し、収益の帰属や費用負担の範囲等を明確にすべきであると考える。
令和 6 年 5 月分				
多機能型地域活性化拠点給排水設備改修工事の内容を明示				
企画財政課				
7 月例月分 区分：指摘				
令和 6 年 7 月 25 日	多機能型地域活性化拠点内装改修工事及び令和 6 年 6 月実施（5 月収支）分で監査委員意見とした多			
令和 6 年 6 月分				

多機能型地域活性化 拠点内装改修工事の 内容を明示	機能型地域活性化拠点給排水設備改修工事について、町所有の当該建物（旧甲州屋）を、多摩大学が町との包括連携協定に基づく大学連携事業としてカフェ事業を運営するための改修工事となる。このカフェ事業は、住民参加型のコミュニティカフェで、地元住民や観光客等の情報交換の場や相談サービスの場として展開し、様々な方が気軽に交流できるコミュニティスペースを提供する中で、オリジナルコーヒーを販売するものである。営利を目的とした事業運営ではないが、収益は大学側に帰属する。前回と今回の改修工事などの当該建物にかかる工事費、今後の修繕費や建物使用時の光熱水費などは建物所有者である町側の負担としている。包括連携協定は、奥多摩町と多摩大学における全体的な協定であり、個々の事業について明文化されているものではない。町所有建物（公有財産）を活用して事業を実施するという観点から、建物の工事や事業の運営についての取り決めなど瑕疵を含め明文化していないのは不適切であるので早急に改善すること。			△ 多摩大学との包括連携協定の中の一つの事業として行われているものであるが、町所有の建物を貸している時点で包括協定の中だけでなく個別事案として建物使用貸借契約書を作成し、収益の帰属や費用負担の範囲等を明確にすべきであるとする。
企画財政課				
9月例月分 区分：指摘				
令和6年9月26日	取り決めなど明文化することになっているが未だされていない。事業も始まっている状況からも、早急に明文化したものを次回報告すること。	取り決めなど明文化したもの⇒別紙建物使用貸借契約書を提示		△
令和6年8月分				
7月の例月出納検査				

で指摘した多機能型 地域活性化拠点（A U B A）について				多摩大学との包括連携協定の中の一つの事業として行われているものであるが、町所有の建物を貸している時点で包括協定の中だけでなく個別事案として建物使用貸借契約書を作成し、収益の帰属や費用負担の範囲等を明確にすべきであるとする。
企画財政課				

8月例月分 ① 区分：意見

監査実施日	監査結果（指摘、意見等）	措置状況等 （どのような改善をどの部署がいつから行うのか、対応不可の場合はその理由）	今後の対応、スケジュール等 （検討・調整、予算化、実施時期等）	理 由
監査対象				
件名				
所管課				
令和6年8月22日	長寿ふれあい食堂推進事業補助金内容及び補助規定を明示し回答いただいたが、根拠となりうる回答補足資料として、申請者が提出した補助金交付申請書の写しと町長からの補助金交付決定通知書の写しを今後は実際のものを添付願いたい。	回答補足資料として、交付申請書の写しと交付決定通知書の写しを添付する。	今後は実際の交付申請書及び交付決定通知を回答補足資料として添付する。	○
令和6年7月分				
長寿ふれあい食堂推進事業補助金内容及び補助規定を明示				
福祉保健課				

8月例月分 ② 区分：意見

監査実施日	監査結果（指摘、意見等）	措置状況等	今後の対応、スケジュール等	理 由
-------	--------------	-------	---------------	-----

監査対象		(どのような改善をどの部署がいつから行うのか、対応不可の場合はその理由)	(検討・調整、予算化、実施時期等)	
件名				
所管課				
令和6年8月22日	渓流釣り場ガイド(日本語版)印刷の内容を明示について、支出伝票の摘要欄には、印刷という記載ではなく、新刷なのか増刷なのか等の分かりやすい記載に努められたい。	ご指摘を受け、今後は、支出伝票の件名につきまして、実態と即するよう留意しております。	支出伝票の件名について、わかりやすい表記をするよう努めていく。	○
令和6年7月分				
渓流釣り場ガイド(日本語版)印刷の内容を明示				
観光産業課				

8月例月分 ③ 区分：意見

監査実施日	監査結果 (指摘、意見等)	措置状況等 (どのような改善をどの部署がいつから行うのか、対応不可の場合はその理由)	今後の対応、スケジュール等 (検討・調整、予算化、実施時期等)	理 由
監査対象				
件名				
所管課				
令和6年8月22日	令和6年度三多摩消防団連絡協議会負担金のマイナス表示の理由を明示について、例月出納検査へ提出する回答書中、金額欄に記載誤りがみられた。回答書を作成いただく際、記載内容に不備がないかを確認するなど注意されたい。	回答書中の記載誤りにつきましては、大変申し訳ございませんでした。いただいたご意見のとおり、現在は、記載内容に不備がないか、課内において複数回の確認を行っており、今後も引き続き注意してまいります。	左記のとおり対応済。	○
令和6年7月分				
令和6年度三多摩消防団連絡協議会負担金のマイナス表示の理由を明示				
総務課				

8月例月分 ④ 区分：意見

監査実施日	監査結果（指摘、意見等）	措置状況等 （どのような改善をどの部署がいつから行うのか、対応不可の場合はその理由）	今後の対応、スケジュール等 （検討・調整、予算化、実施時期等）	理 由
監査対象				
件名				
所管課				
令和6年8月22日	科目誤りによる振替処理を行ったことによるものとのことであるが、定義を理解し伝票処理を確認する等事務処理に取り組んでいただきたい。また、回答書中、1質問番号については、収入1729ではなく支出1729である。回答書作成時、記載内容も確認するなど注意されたい。	伝票処理含めた書面作成への確認については決裁前に再度確認を行い、再発防止に努めている。	左記のとおり対応する。	○
令和6年7月分				
外国語(英会話)講師料(4・5月分)のマイナス表示の理由を明示				
教育課				

9月例月分 ① 区分：指摘

監査実施日	監査結果（指摘、意見等）	措置状況等 （どのような改善をどの部署がいつから行うのか、対応不可の場合はその理由）	今後の対応、スケジュール等 （検討・調整、予算化、実施時期等）	理 由
監査対象				
件名				
所管課				
令和6年9月26日	担当課の説明では修繕を行った敷地内にある池については、奥多摩町と株式	本案件について、共有部分については契約図面上では体育館までの通	校舎に付属している時計については株式会社 JELLYFISH により対応し	
令和6年8月分				

旧古里中学校池修繕の内容を明示	会社 JELLYFISH の共有区域部分ということであるが、共有区域部分であるならば負担金が生じるのではないか。協定書に添付されている図面からは株式会社 JELLYFISH の賃貸借区域の部分のように受け止められる。修繕した池は、共有区域部分に位置するものなのか、賃貸借区域部分に位置するものなのかを確認して次回報告願いたい。また、関連する事項として旧古里中学校跡地の管理という点から、当該場所の 2 か所にある時計が壊れているので、この場所は住民も使用していることから早急に改善すること。そのほか、グラウンドの草刈りについて、現在、シルバー人材センターが委託により対応されているが、なかなか取り切れない様子であるので、実施方法として除草剤の使用を検討してはどうか。	路及び駐車場との記載となっており、池については駐車場の部分の一部と認識している。また、実際の活用において池部分は株式会社 JELLYFISH にて全く使用をしていない状況であり、賃貸借前と何ら変わらない状況にある。今回においては契約書第 12 条（修繕の義務等）の「乙が、本物件をその責めに帰すべき理由によって毀損した場合の修理」には該当しないため、町の負担により修繕を行ったものとなります。	稼働しているが、老朽により時計に遅れが生じることもあるため、すぐ下の壁面にある時計も併用して対応します。また、山側の時計については修理に費用がかかることから使用中止とし、その旨の掲示をします。 グラウンドの草刈りについてはシルバー人材センターに委託し除草剤を適切に使用しながら施設管理を実施します。	修繕の対象となった池の所在が株式会社 JELLYFISH に賃貸している区域なのかどうか図面上では判断しづらい部分があった。そのような判断の誤りを招かないよう契約書作成時に賃貸区域に含める部分とそうでない部分(池部分)を明確にすべきであると考ええる。
企画財政課 教育課				

9月例月分 ② 区分：指摘

監査実施日	監査結果（指摘、意見等）	措置状況等 （どのような改善をどの部署がいつから行うのか、対応不可の場合はその理由）	今後の対応、スケジュール等 （検討・調整、予算化、実施時期等）	理 由
監査対象				
件名				
所管課				
令和6年9月26日	例月出納検査における質問事項への回答に添付する説明補助資料は、監査内容に影響を与えることから、数字の記載誤りなど無い様に適正な資料を提出すること。	伝票処理含めた書面作成への確認については決裁前に再度確認を行い、再発防止に努めています。	左記のとおり対応する。	○
令和6年8月分				
青少年対策地区委員会活動補助金の補助規定を明示				
教育課				

9月例月分 ③ 区分：意見

監査実施日	監査結果（指摘、意見等）	措置状況等 （どのような改善をどの部署がいつから行うのか、対応不可の場合はその理由）	今後の対応、スケジュール等 （検討・調整、予算化、実施時期等）	理 由
監査対象				
件名				
所管課				
令和6年9月26日	全国水源の里連絡協議会負担金「全国水源の里連絡協議会」の組織の目的・主	町ホームページに全国水源の里連絡協議会 HP のリンクを貼り、周知を図る。		
令和6年8月分				

全国水源の里連絡協議会負担金について 「全国水源の里連絡協議会」の組織の目的、主な活動内容を明示	な活動内容を明示について、奥多摩町も水源の里であることから、当町でもPRによる普及啓発活動を行い、内容を周囲に周知されたい。			○
企画財政課				

9月例月分 ④ 区分：意見

監査実施日	監査結果（指摘、意見等）	措置状況等 (どのような改善をどの部署がいつから行うのか、対応不可の場合はその理由)	今後の対応、スケジュール等 (検討・調整、予算化、実施時期等)	理 由
監査対象				
件名				
所管課				
令和6年9月26日	この委託は平成28年度から契約が履行されているので、担当者がそのノウハウを身に着けその者が今後異動になった時においても、その者が身に着けたノウハウを残すようなシステム（体制）づくりを構築されたい。	本委託にて徴収専門員を派遣していただき、滞納者の訪問時のサポートや給与・預貯金、他自治体への照会の必要有無の判断や書類作成、内容確認などを日々判断していただき、滞納整理や徴収率向上に寄与していただいています。また、徴収困難な滞納者の対処方法として差押などの手法があるが、当町では事例が少なく担当者が身に着ける前に異動になるなど、ノウハウを構築するのが難しい状況です。そのため、経験豊富な専門員に書類作成や整備等の対応をお願いしている状況です。	この派遣事業を活用しなくなった場合、人員増又は業務調整を検討する必要があり、徴収困難な滞納者の対応や稀有な事例について対応できなくなる可能性が高いため、今後も専門員の派遣を継続したいと考えています。 なお、近隣市町村では、福生市、瑞穂町、日の出町及び檜原村も徴収専門員派遣事業を活用している状況です。	○
令和6年8月分				
滞納整理業務徴収専門員委託料の契約書を明示				
住民課				

9月例月分 ⑤ 区分：確認

監査実施日	監査結果（指摘、意見等）	措置状況等 （どのような改善をどの部署がいつから行うのか、対応不可の場合はその理由）	今後の対応、スケジュール等 （検討・調整、予算化、実施時期等）	理 由
監査対象				
件名				
所管課				
令和6年9月26日	8月31日現在の介護保険特別会計収支現計表中、科目09使用料及び手数料については、調定済額累計202,280円に対し、収入済額累計276,880円となっており、収入済額が74,600円上回り未調定となっている状況であるが、未調定となっている理由とその経緯について次回報告すること。	調定決定調書兼通知書の起票時に納付書を同時に作成しており、本来であれば調定決定調書兼通知書の決裁完了後に納付書にて入金を行うが、係長が不在であったため、調定決定調書兼通知書の決裁処理が滞り、納付書の入金が先行してしまったため、8月末時点で収入済額が調定額より多くなってしまいました。	係長等の決裁関係者が長期不在となる際に課長が伝票の決済状況を確認し、代理決裁する等の対応を徹底します。また、会計室で未受領の伝票を定期的に確認し、担当課に確認します。	○
令和6年8月分				
8月31日現在の介護保険特別会計収支現計表について				
福祉保健課				